

研究目的に係る権利制限規定の創設に当たっての検討について（案）

1. これまでの検討・法改正等の経緯

平成 21 年 1 月著作権分科会報告書¹及び平成 21 年著作権法改正

- ・ 高度情報化社会の下、インターネット上の膨大な情報等から情報・知識を抽出すること等によりイノベーションの創出が促進されるとの観点に立ち、画像・音声・言語・ウェブ解析技術等の研究開発の過程で行われる著作物等の利用における著作権法上の課題への対応について検討。その際、「早急に結論を得るべき研究開発分野」として情報解析技術の研究開発分野を設定しつつ、その他研究分野を限らない場合の権利制限規定の考え方についても検討。
- ・ 報告書では、情報解析分野の研究開発目的での著作物の利用については、一定の条件の下で権利制限を行うことについては概ね意見の一致が見られた一方で、その他の研究全般に関する権利制限については、権利制限を行うことが適当と認められる範囲が存在することについて賛成意見が多かったが、権利制限が認められる主体の在り方や営利目的・非営利目的の区別の有無等、具体的な範囲や条件について、引き続き検討を行う必要があるとして、今後の検討課題とされた。
- ・ 報告書の内容を踏まえ、平成 21 年に著作権法が改正され、「情報解析のための複製等」に係る権利制限規定（当時の法第 47 条の 7（現行では法第 30 条の 4 第 2 号に相当））が新設された。

平成 23 年 1 月著作権分科会報告書²及び平成 24 年著作権法改正

- ・ 技術の進展や社会状況の変化等に伴う個別権利制限規定による対応の限界等を踏まえ、権利制限の一般規定の導入について検討。
- ・ 報告書では、技術開発・検証のための素材としての利用等を含め、「著作物の表現を享受しない利用」（いわゆる C 類型）について、一般規定による権利制限の対象として位置付けることが適当であるとされた。
- ・ 報告書の内容を踏まえ、平成 24 年に著作権法が改正され、「技術の開発又は実用化のための試験の用に供するための利用」に係る権利制限規定（当時の法第 30 条の 4（現行では法第 30 条の 4 第 1 号に相当））が新設された。

¹ http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/pdf/h2101_shingi_hokokusho.pdf 85 頁～93 頁参照

² http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/pdf/h2301_shingi_hokokusho.pdf 25 頁～62 頁参照

平成 29 年 4 月著作権分科会報告書³及び平成 30 年著作権法改正

- ・ IoT, ビッグデータ, 人工知能等の「第 4 次産業革命」に関する技術を活用したイノベーションの創出が期待されていることなどを踏まえ, 技術革新等の社会の変化に対応できる適切な柔軟性を備えた権利制限規定の在り方について検討。
- ・ 報告書では, 新たな時代のニーズに的確に対応した権利制限の在り方として, 明確性と柔軟性の適切なバランスを備えた複数の規定の組合せによる「多層的」な対応を行うことが適当であり, 具体的には, 権利者に及び得る不利益の度合い等に応じて分類した三つの「層」について, それぞれ適切な柔軟性を確保した規定を整備することが適当であるとされた。
- ・ 報告書の内容を踏まえ, 平成 30 年に著作権法が改正され, 既存の権利制限規定を整理・統合しつつ, 3 つの柔軟な権利制限規定 (法第 30 条の 4 (著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用), 法第 47 条の 4 (電子計算機における著作物の利用に付随する利用等), 法第 47 条の 5 (新たな知見・情報を創出する電子計算機による情報処理の結果提供に付随する軽微利用等)) が新設された。これにより, 例えば, 法第 30 条の 4 により, 著作物に表現された思想又は感情の享受を目的しない場合には, 基礎研究における著作物の利用や, 人工知能 (AI) 開発のためのディープラーニングで採用されている代数的・幾何学的な情報解析における著作物の利用が可能となるなど, 研究目的で実施可能な行為の範囲も拡大している。

平成 31 年 2 月著作権分科会報告書⁴及び知的財産推進計画 2019

- ・ 平成 30 年度の著作権分科会法制・基本問題小委員会において, ダウンロード違法化の対象範囲の見直しを検討する中で, それに関連する課題として, 研究目的に係る権利制限規定(現行法において権利制限規定の存在していない利用形態に対応したものを指す。以下同じ。) の創設について検討する必要性が指摘された。
- ・ 報告書では, 「本課題に係る検討の中では, 研究者が, 著作権侵害とされた著作物を研究目的でダウンロードすることを含め, 研究目的での利用を適法とする根拠規定が存在しないため, そういった利用に係る権利制限の在り方についても検討を行うことが必要ではないか, との意見があった。この点については, 私的使用目的に係る権利制限の対象範囲の在り方と直接関係するものではないが, 一定の社会的意義・公益性が認められる利用であると考えられるため, 今後, 法制・基本問題小委員会において, 権利者の利益保護の観点にも留意しつつ, 検討を行っていくこととする」とされた。

³ http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/pdf/h2904_shingi_hokokusho.pdf 3 頁 ~ 67 頁参照

⁴ http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/pdf/r1390054_02.pdf 83 頁参照

- これを踏まえ、知的財産推進計画 2019(令和元年 6 月 2 1 日知的財産戦略本部決定)⁵において、「研究目的の権利制限規定の創設や写り込みに係る権利制限規定の拡充等、著作物の公正な利用の促進のための措置について、権利者の利益保護に十分に配慮しつつ検討を進め、結論を得て、必要な措置を講ずる。(短期、中期)」とされた。

2. 現行法上の取扱い

研究目的での著作物の利用に関しては、現行法上、個人が職業以外の私的使用目的で行う複製(法第 30 条第 1 項)や、情報解析、技術開発その他の著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用(法第 30 条の 4)、図書館での文献複写サービス(法第 31 条第 1 項第 1 号)、論文等への引用⁶(法第 32 条)など、権利制限規定が適用される利用形態も一部あるものの、研究者等が業務として書籍や論文等を複製する行為等を一般的に許容する規定はない。

このため、実態としては、著作権者や著作権等管理事業者から許諾を得て利用したり、いわゆる黙示の許諾等の範囲を想定して利用が行われている場合が多いものと考えられる。

著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)(抄)

(私的使用のための複製)

第三十条 著作権の目的となつてゐる著作物(以下この款において単に「著作物」という。)は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること(以下「私的使用」という。)を目的とするときは、次に掲げる場合を除き、その使用する者が複製することができる。

一～三 (略)

2 (略)

(著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用)

第三十条の四 著作物は、次に掲げる場合その他の当該著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合には、その必要と認められる限度において、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

一 著作物の録音、録画その他の利用に係る技術の開発又は実用化のための試験の用に供する場合

二 情報解析(多数の著作物その他の大量の情報から、当該情報を構成する言語、音、影像その他の要素に係る情報を抽出し、比較、分類その他の解析を行うことをいう。第四十七条の五第一項第二号において同じ。)の用に供する場合

⁵ <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/chizaikeikaku20190621.pdf> 26 頁参照

⁶ 実際に引用して利用する場面のみならず、その前段階における準備行為としての資料収集についても、必要かつ合理的と認められる限度であれば、許容され得るものと考えられる。

三 前二号に掲げる場合のほか、著作物の表現についての人の知覚による認識を伴うことなく当該著作物を電子計算機による情報処理の過程における利用その他の利用（プログラムの著作物にあつては、当該著作物の電子計算機における実行を除く。）に供する場合

（図書館等における複製等）

第三十一条 国立国会図書館及び図書，記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの（以下この項及び第三項において「図書館等」という。）においては，次に掲げる場合には，その営利を目的としない事業として，図書館等の図書，記録その他の資料（以下この条において「図書館資料」という。）を用いて著作物を複製することができる。

一 図書館等の利用者の求めに応じ，その調査研究の用に供するために，公表された著作物の一部分（発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあつては，その全部。第三項において同じ。）の複製物を一人につき一部提供する場合

二・三 （略）

2・3 （略）

（引用）

第三十二条 公表された著作物は，引用して利用することができる。この場合において，その引用は，公正な慣行に合致するものであり，かつ，報道，批評，研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならない。

2 （略）

3．検討の進め方及び検討に当たっての視点

（１）検討の進め方（案）

研究目的に係る権利制限規定の創設の検討に当たっては，権利者の利益保護の観点を十分に踏まえつつ，広範かつ多様な形で行われている「研究」のうちから権利制限規定の対象とすべきものを特定するとともに，具体的な要件等について検討を深めていく必要がある。

この点，これまでの検討の蓄積が必ずしも十分ではなく，直ちに制度設計等の議論を行うのは困難であることから，以下のような流れで検討を進めることとしてはどうか。

<今年度>

まずは，自由討議（本日及び次回の2回を想定）を通じて，本課題の検討に当たっての視点（制度設計等に当たって検討が不可欠となると考えられる事項など）について幅広く議論・確認を行う。

その視点を踏まえつつ、調査研究を実施し、() 諸外国の法制度・運用の詳細、() 国内における様々な研究活動に係る著作物の利用実態・ニーズ、() 関係する権利者団体の意向等を調査する⁷。

< 来年度以降 >

の調査研究の結果を受け、権利制限規定の制度設計等について検討を行う。

その際、検討対象が非常に広範となることから、例えば、ニーズが高い部分、正当化根拠が明らかな部分、権利者の利益への影響が比較的少ない部分などを切り出して先行的に措置を行い、その後、その他の部分の措置について検討を行う、といった段階的な対応を行うことも考えられる。

(2) 検討に当たっての視点 (案)

契約等⁸による対応可能性 (対応困難性が特に高い部分の把握を含む)

対象とする「研究」の範囲：

- () 主体：大学（教授等）、独立行政法人、その他非営利の研究機関、企業、弁護士等の専門職種、個人、研究補助者やアドバイザーなど研究に補助的に関わる者、他人の研究のために研究素材等の提供を行う者 等
- () 分野：人文科学、社会科学、自然科学、数学、その他（趣味等）
- () 研究段階：基礎研究、応用研究、開発研究（製品・技術開発）
- () 営利・非営利の別
- () 行政による補助・委託等による公的な位置づけ（一定の審査・チェックを経たものへの限定の可否を含む）
- () 研究成果の公表や社会への還元

⁷ 先行研究として、平成 23 年度文化庁委託事業として行った「学術用途における権利制限の在り方に関する調査研究報告書」（平成 24 年 3 月 一般社団法人 比較法研究センター）（http://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_s_huppan/tokeichosa/chosakuken/pdf/h24_gakujyutsu_hokokusho.pdf）がある。その中で、大学・企業等の研究機関における著作物の利用実態や諸外国の法制度等について一定の調査・整理がなされていることから、これをベースに、具体的な制度設計等も視野に入れつつ、更なる調査研究を行っていくことが想定される。

⁸ 例えば、「学術機関リポジトリ」（大学等で生産された研究成果等を収集・保存し、広く一般に公開する電子アーカイブ）のように、研究者間での相互の自由利用を可能とするプラットフォームの構築・拡大を推進していくことなどが考えられる。

研究と著作物利用との関連性（著作物利用の必要性の強弱）

対象とする著作物の種類：

書籍（専門書・一般書など）、雑誌、論文、新聞、ウェブ情報、その他（音楽・映像・写真・コンピュータプログラムなど） 絶版となった著作物の取扱いを含む

情報源の適法性（違法にアップロード・複製等がされた著作物を対象にするか）

著作物の利用態様：利用の形態・分量，他者への提供の有無 等

権利者の利益保護への配慮：

- （ ）既存の著作物の流通・利用市場への影響及びそれを踏まえた制度設計（特に専門書・論文・データベースなど）
- （ ）権利制限に伴う補償金の要否（補償金が必要となる利用形態等の特定） 等

規定の明確性・柔軟性のバランス⁹

その他関連する課題：

国立国会図書館から図書館等に送信された絶版等資料へのアクセスの容易化（法第 31 条第 2 項・第 3 項の適用場面の拡大）¹⁰ 等

⁹ 研究目的に係る権利制限規定は、平成 29 年 4 月著作権分科会報告書における権利制限規定の類型化によると、基本的に第三層（著作物の市場と衝突する場合があるが、公益的政策実現等のために著作物の利用の促進が期待される行為類型）に分類されるものであることを踏まえて、適切な規定の在り方を検討する必要があると考えられる。

¹⁰ 国立国会図書館はデジタル化された絶版等資料を図書館等に送信し、送信先の図書館等において端末を利用しての閲覧や、一部複製を行うことができる（法第 31 条第 2 項・第 3 項）が、利用者がこれらのサービスを受けるためには各図書館等にアクセスする必要がある。

第6節 研究開発における情報利用の円滑化について

1 問題の所在

(1) 検討の背景

○ 政府の知的財産戦略本部では、高度情報化社会の下、インターネット上の膨大な情報等から情報・知識を抽出すること等によりイノベーションの創出が促進されるとの観点に立ち、情報アクセスなどネットワーク化のメリットを最大限に活用できるような環境整備の必要性が認識されている。そして、本年6月に同本部で決定された「知的財産推進計画2008」においては、まず、それらの情報処理のための基盤的技術となる画像・音声・言語・ウェブ解析技術等の研究開発に関して、この研究開発の過程で行われる情報の利用について著作権法上の課題があることを指摘し、早急に対応すべき旨が盛り込まれたところである¹⁰⁹。

○ 具体的には、画像・音声・言語・ウェブ解析技術等の研究開発分野に関わる研究者等からは、例えば、次のように研究開発の過程で、それぞれ著作物等の利用が行われ、著作権法上の問題が生じることとなるのではないかと指摘があった。

ア ウェブ情報解析関係

ウェブ情報の解析のために、クローリング¹¹⁰により一般に公開されているウェブ上の情報をアーカイブし、また、その情報の整理等を行った上でのデータベース化、解析結果のサマライゼーション（ポイントの抽出・表現）を行うこと。

これらは、社会分析、言語分析等様々な研究分野で活用されているほか、辞書、知識ベースの機能向上のためにインターネットサービスプロバイダ等に提供されることもある。

イ 言語解析関係

文献等の言語情報を電子化してコーパス¹¹¹を作成し、単語や文のつながりなどの用例をウェブ上で検索・表示可能にすることや、関係研究者に対してコーパスのデータをDVDで配布すること。

これらは、音声の自動認識、機械翻訳等に関する研究開発や、辞書、文法書の編

¹⁰⁹ 「デジタル・ネット時代における知財制度の在り方について〈検討経過報告〉」（平成20年5月29日・知的財産戦略本部／デジタル・ネット時代における知財制度専門調査会）、「知的財産推進計画2008—世界を睨んだ知財戦略の強化—」（平成20年6月18日・知的財産戦略本部決定）

¹¹⁰ 第4節「検索エンジンの法制上の課題について」（p.55）のクローラーについての説明を参照。

¹¹¹ コーパスとは、「言語にかかわる研究・開発のために電子的に集積された大量のテキスト」を指す。（法制問題小委員会・第8期第5回（平成20年7月25日）独立行政法人国立国語研究所・前川喜久雄氏発表資料より）（右記URL参照） http://www.bunka.go.jp/chosakuken/singikai/housei/h20_05/gijiroku.html

纂や言語研究等に用いられている。

ウ 画像・音声解析関係

放送番組を録画・蓄積することや、それに係る言語部分を朗読等により音声化して蓄積すること。

これらは、メタデータの活用による映像のシーン検索等のための技術開発や、番組の演出効果のための映像処理技術の開発、音声認識による字幕制作の機能向上¹¹²、テキストからの音声合成等に用いられている。また、放送局が、放送番組の映像の使用を希望する研究者に対して映像を提供することもある。

エ その他の技術開発等関係

録画機器の開発など、技術・機器の研究開発過程で、その機能・性能の評価・検証のために、実際に著作物の録画・上映を行うこと。

オ その他の研究目的関係

放送番組の視聴の分析を行うため、番組の上映等を行うこと。

大学等において論文等の文献の複製・データベース化等を行うこと。

(2) 課題の整理

- 知的財産戦略本部では、研究開発全般のうち、まず画像・音声・言語・ウェブ解析技術等の研究開発の過程で行われる情報の利用を念頭に置いて検討を行っているが、その背景には、元々これらの情報の利用が、行為の外形上は著作権法の保護の対象となる利用行為に当たるものの、著作権法が保護すべきものとして本来想定しているような利用行為そのものとは利用形態が異なるとの問題意識があることが見て取れる。
その問題意識をさらに詳細化するなら、情報解析の場合、その目的は、著作物の思想、表現そのものを感じ取るのではなく、その中から必要な部分を探し当てることや、アイデアや背景情報等を抽出すること等であって、仮に生身の人間が行ったとするならば視聴行為として著作権が及ばないはずの行為について、これと同様の行為をコンピュータ等に実行させようとする場合には、いったん中間的にデータとして蓄積させなければならないために著作権法上の利用行為となってしまうなどの点が、一例として指摘できると考えられる。
- 仮に、「研究開発における情報利用の円滑化」との課題を、このように、著作権法が本来想定している保護範囲と、外形上はその利用行為に当たるものの利用の実質を

¹¹² 画像認識、音声認識については、主流は論理的処理から統計的処理へと転換しており、あらかじめ映像データ、音声データ等のデータベースを構築して、そのデータベースから、認識した部分に対していくつかの候補を選び、一番確率の高いものを結果として表示する方式がほとんどとされる。このため、多く学習させる（データベースが充実する）ほど認識結果も向上する仕組みになっているとのことである。（法制問題小委員会・第8期第5回（平成20年7月25日）NHK放送技術研究所・菅波秀樹氏発表、その他より）

備えない行為との調整であるにとらえた場合には、何らかの対応の検討が必要な場合があると考えられる。

一方で、仮に「研究開発における情報利用」に関する規定を設ける場合には、「研究開発」の用語に含まれる活動は相当に広範囲にわたってしまうことから、元々の検討の契機となった解析技術等の研究開発以外の研究（例えば、上記エ、オ等）も念頭に置いて、課題を検討すべきであると指摘がなされた。

- 権利制限規定の創設の検討に当たっては、一般に、その著作物の利用行為の目的、性質や態様、契約実態等が踏まえられることとなるが、「研究開発」に含まれる利用行為自体が非常に多様であることから、権利制限規定の必要性や規定の創設に当たって検討すべき事項も様々である。また、現状において、一部は契約により対応されている状況もあるが、いわゆる黙示の許諾等の範囲を想定して利用が行われている実態もあるのではないかと思われる。このように本課題は、問題の所在自体を一様にとらえることが困難であり、その点がこの課題を複雑にしていると思われる。

実際、著作権者等からのヒアリングでは、非営利目的の利用、背景情報を抽出するための内部利用、技術の開発・検証のための素材としての利用等、それぞれ観点は異なるが、一部に権利制限が許容される範囲があるのではないかとの一般的な見解が示されたものの、具体の検討に当たっては、まずは、どのような研究を対象として検討するのかを明確にすべきとの意見が述べられている。

2 検討結果

(1) 検討対象とした研究開発分野について

- このように多様な活動を含む「研究開発」について、どの範囲の研究開発を検討対象とすべきか、あるいは範囲を限定して考えるべきかとの点について、次のような意見があった。
 - ・ 研究全般を対象として考える場合、研究は、大学の学術から、企業の製品開発、一般人の個人研究まで、非常に幅の広いものを含むため、研究目的として権利制限を設けるとしたら、個別の事例ごとに判断をする抽象的な要件にならざるを得ない。
 - ・ 広範な研究開発全体を対象にしては結論を出すことが困難であり、政策的に問題意識を持たれた情報解析分野等の特定の分野の研究開発に限って検討し、他は継続検討とすべきではないか。
 - ・ イノベーションを創出するための緊急に検討が必要なもののほか、長期的に検討すべきものと、両方とも議論が必要ではないか。
- このため、本小委員会としては、知的財産推進計画を踏まえ、より早期に結論を得るべき研究開発分野があり得ることを認識しつつも、当初から検討対象を絞るのでは

なく広く研究全般を検討対象とし、その上で、どのような考え方に基づいて研究開発分野の切り分けが可能なのか、その考え方を整理する中で、早期に結論を得るべき範囲を検討することとした。

なお、研究開発目的で行われるプログラムのリバース・エンジニアリングについては、競合プログラムの開発など別途の検討を要する面があるため、別に検討することとした。

(2) 早急に結論を得るべき研究開発分野について

① 対象範囲と権利制限の根拠について

○ 上記のような問題意識の下、権利制限による対応を行うべき研究開発分野としては、研究分野を限定せずに、その活動の公益性に着目してその範囲を画定する方向や、表現の利用かアイデアの利用かといった著作物利用の性質の観点や、契約による対応の困難性などの観点に着目してその範囲を画定する方向でも検討を行ったが、「知的財産推進計画 2008」の法的措置の期限との関係で早急にコンセンサスが得られる範囲を定めるという観点から、情報解析技術の研究開発に着目して対象範囲を限定することが適当との意見が多かった。

その根拠となる考え方は、概ね次のようにまとめられる。

- ・ 高度情報化社会の下で、取り扱われる情報量が爆発的に増大する中、利用者が必要とする情報・知識を抽出し、高度な知的処理を実現する情報解析技術は、デジタル・ネットワーク社会の基盤となるものであり、そのための研究開発も社会的に意義を有するととらえることができるものと考えられる。また、情報解析分野の研究開発は、著作物の表現そのものを利用するものではなく、その情報・アイデアの抽出を行うに過ぎないが、その過程で中間的に利用行為に当たる行為を伴うものであり、著作物利用の実質を備えないとの側面もある。

- なお、このような考え方に対しては、特定の技術開発であれば許されその他の研究であれば許されないと区別するのは不適當ではないかとの指摘や、どちらにしても、権利者の利益を不当に害しない場合などの一般条項的ただし書が必要になるのではないか、情報・アイデアの抽出に過ぎない点では、その他の研究開発分野でも同じものがあるのではないか、との指摘もあった。

② 権利制限を行う場合のその他の要件

a 営利・非営利の別

権利制限の根拠を情報解析技術に関する研究開発の社会的意義等に求める考え方に照らせば、例えば、同様の観点から検討が行われている検索エンジンに関する課題に関しては、特に非営利要件を求めない方向で検討されており、非営利のものに限定する必要はないと考えられる。その場合に著作権者等の利益が害されるおそれがあるとするならば、次のbの要件設定により対応すべきとの意見があった。

b 著作権者等の利益への影響

この点については、権利制限の根拠を情報解析の公益性に求めた場合であっても、契約によって入手可能なデータベース等の場合には権利制限を認める必要はないとの意見があった。このような意見に照らせば、既存のビジネスの中で研究開発に必要なデータベース等が有償で提供されているような場合、その他、著作物の性質や利用態様等に応じて著作権者等の利益を害すると考えられるような場合には、権利制限の対象外とすることが適当と考えられる。

また、関連して、ウェブ上の情報を収集して解析を行う研究開発については、別途、同様の観点から検討が行われている検索エンジンに関する課題では、標準的なプロトコルによってクローラーによる情報収集を回避する手段が用いられている場合等については権利制限の対象としないこととする等、一定の条件を設定すべきとの方向で検討が行われているが、本件についても、著作権者の利益保護の観点では同様の必要性があると考えられる。

c 研究開発の過程で作成された複製物の外部提供等

権利制限が情報抽出のための過程で中間的に行われる複製であることに着目したものであるとの側面からは、基本的に、当該複製物を外部に提供することはその趣旨に反することになるため、当該複製物を研究に参加しない者に提供する行為については権利制限の対象外とすべきと考えられる。なお、研究過程で作成された複製物の外部提供の取扱いと関連して、研究開発を行う者にそのためのデータベース等を提供するような事業があった場合にこれが権利制限の対象となるかどうかについては、このようなデータベース等の作成自体が研究開発目的の者によって行われているかどうかで判断すべきとの指摘があった。

(3) その他研究分野を限らない場合の権利制限規定の考え方について

本小委員会では、上記のとおり、より早期に結論を得るべき研究開発分野として、特定の分野についての検討を行ったほか、大学等における日常的な研究活動など研究全般について、その際の著作物利用に係る課題についても検討を行ったが、研究全般を対象とする権利制限については、次のような意見があった。

① 権利制限の当否

研究活動が社会全体に及ぼす効用にかんがみて、研究者が行う一定の著作物利用について、権利制限が認められるべき範囲があることについては、一定の社会的なコンセンサスがあるのではないかと指摘があった。また、教育目的の著作物利用については第 35 条の規定がある一方で、大学において、教育と研究の境界を明確に取り扱うのは困難であることとの指摘があった。

一方、医学出版等では特定の研究者が読むことを想定して出版が行われている状況にあることから、既存の著作物の流通市場への影響に配慮すべきとの意見や、

権利の集中管理により契約によって対応できるものについては権利制限の対象から除外すべきとの意見など、権利制限の範囲について抑制的に考える意見もあった。

② 権利制限を行う場合の対象範囲等

仮に権利制限を行うとした場合の対象範囲・条件については、次のような意見があった。

- ・ ヨーロッパの例では、非営利目的という制限をかけている場合が多いが、そのような要件であれば、企業における研究等まで無限定に広がることはないのではないかと。
- ・ 主体を限定することは不公平ではないか。仮に主体を限定しない場合には企業の行う研究も含まれることとなるが、利益衡量により最終的に司法判断で決する仕組みが必要ではないか。
- ・ 非営利目的に限った上で、営利主体が行う研究の場合は補償金を課すなど別途の方策を考えることや、営利主体が行う研究の場合は、別途検討が行われているフェア・ユースの中で取り扱うということも考えられるのではないかと。
- ・ 契約によって利用することが実質的に不可能である場合には、権利制限をしてもいいのではないかと。
- ・ 広い範囲の研究開発を想定した場合には、研究主体も千差万別であり、著作物の性質や利用態様、公正な慣行などに応じて、具体的な個々のケースごとに判断を要する一般条項的な要件の規定にならざるを得ないのではないかと。

(4) まとめ

以上のとおり、早急に結論を得るべき研究開発分野として、情報解析分野の研究開発目的での著作物利用については、具体的に何が情報解析分野に該当するかという点に関連する指摘はあるものの、一定の条件の下で権利制限を行うことについては概ね意見の一致が見られた。

その他研究全般に関する権利制限については、権利制限を行うことが適当と考えられる範囲が存在することについては賛成意見が多かったが、権利制限が認められる主体のあり方や営利目的・非営利目的の区別の有無等、具体的な範囲や条件について、引き続き検討を行う必要があると考えられる。

(5) 権利制限の一般規定の検討との関係について

研究開発における情報利用については、前述のように研究活動そのものは、非常に幅広い主体が幅広い目的で行うものであり、一定の範囲を画すにしても規定は一般条項的にならざるを得ないのではないかと指摘もあった。

この点、知的財産戦略本部／デジタル・ネット時代における知財制度専門調査会報告書においては、権利制限の一般規定（いわゆる日本版フェアユース規定）の導入が提言されている。

仮に、研究開発における情報利用について、個別の権利制限規定を設けることを検討する一方で、その要件が、一般規定と同様の要件となってしまう場合には、個別の権利制限規定を検討する意義をどのように考えるかについては、なお検討が必要である。例えば、今後の一般規定の要件の検討次第によっては、それと併せて検討を行う必要が生じてくることにも留意すべきと考えられる。

【参考：諸外国の立法例】

○ドイツ著作権法¹¹³

第52a条 授業及び研究のための公衆提供

(1) 次の各号に掲げる行為は、その都度の目的上必要であつて、かつ、商業的でない目的を追求するものとして正当とされるかぎり、許される。

1. (略)

2. 公表された著作物の小部分、僅かな分量からなる著作物及び新聞又は雑誌に掲載された編集構成物の少量を、専ら明確に限定された範囲の者のためにその者自身の学術研究を目的として、公衆提供すること。

(2) (略)

(3) 第1項の場合においては、公衆提供のために必要とされる複製も許される。

(4) 第1項に基づく公衆提供については、相当なる報酬を支払うものとする。この請求権は、集中管理団体によってのみ行使することができる。

第53条 私的及びその他の自己の使用のための複製

(2) 著作物の複製物の少量を製作し又は製作させることは、次の各号に掲げる目的に応じ、それぞれ当該各号に定める条件に従う場合には、許される。

1. 自己の学術的使用に供するため 複製がその目的上必要と認められる場合にかぎる。

○イギリス著作権法（事務局仮訳）

（研究及び私的学習）

第29条

(1) 非営利目的の研究を目的とする文芸、演劇、音楽又は美術の著作物の公正利用は、十分な出所明示を伴うことを条件として、著作物のいずれの著作権をも侵害しない。

(1B)(1)の目的での公正利用に関し、現実的に又はその他の理由により出所の明示が不可能な場合は、これを要しない。

¹¹³ 本山雅弘訳「外国著作権法令集(37)・ドイツ編」(社)著作権情報センター、2007年)

○オーストラリア著作権法¹¹⁴

第40条 調査または研究のための公正利用

- (1) 調査または研究を目的とする言語、演劇、音楽もしくは美術著作物または言語、演劇もしくは音楽著作物の翻案物の公正利用は、当該著作物に対する著作権の侵害にあたらぬ。
- (1A) 言語著作物（講義録を除く）の公正利用は、教育機関に所属する外部学生による研究もしくは調査の認可課程の目的でまたはこれに関連して行われる場合には、当該著作物に対する著作権の侵害にあたらぬ。
- (1B) 第(1A)項において、講義録とは、講義または指導を行う者が研究もしくは調査においてまたはこれに関連して作成する言語著作物をいう。
- (2) 本法において、言語、演劇、音楽もしくは美術著作物または言語、演劇もしくは音楽著作物の翻案物の全部または一部を複製することによって行われる利用が、調査または研究のための当該著作物または翻案物の公正利用にあたるか否かを判断するにあたって検討すべき事項には、以下を含む。
 - (a) 取引の目的および特徴
 - (b) 著作物または翻案物の性質
 - (c) 当該著作物または翻案物を通常の商業的価格で合理的な期間内に入手できる可能性
 - (d) 当該取引が、当該著作物または翻案物の潜在的市場または価値に及ぼす影響
 - (e) 当該著作物または翻案物の一部のみが複製される場合 当該著作物または翻案物全体に対する、複製された部分の量および重要性
- (3) 第(2)項にかかわらず、調査または研究のための言語、演劇もしくは音楽著作物またはその翻案物の複製による利用においては、
 - (a) 当該著作物または翻案物が定期刊行物中の記事である場合—当該著作物または翻案物の全部または一部が、
 - (b) その他の場合—当該著作物または翻案物の相当部分を超えない部分が、調査または研究のための著作物または翻案物の公正利用の対象とみなされる。
- (4) 第(3)項は、定期刊行物中の記事の全部または一部の複製による利用において、当該刊行物中の異なる主題を扱う別の記事も複製されている場合には適用しない。

第47B条 コンピュータ・プログラムの通常の使用または研究のための複製

- (1)・(2) (略)
- (3) 第(4)項に従い、コンピュータ・プログラムである言語著作物に対する著作権は、以下の場合には、当該著作物の複製により侵害されない。
 - (a) 当該複製物が、当該プログラムの背後にあるアイデアおよび当該プログラムが機能する方法を研究する目的のために、当該プログラムのコピーを実行する技術的過程の一部として、付随的かつ自動的に作成され、かつ
 - (b) 当該コピーの実行が、当該コピーの保有者または被許諾者によりまたはこれに代わり行われる場合。
- (4) 第(3)項は、コンピュータ・プログラムの侵害コピーからの複製には適用しない。

¹¹⁴ 岡雅子訳「外国著作権法令集(33)-オーストラリア編」(社)著作権情報センター、2003年

(5) (略)

○カナダ著作権法¹¹⁵

調査又は私的研究

29. 調査又は私的研究を目的とした公正使用は、著作権を侵害しない。

○アメリカ著作権法¹¹⁶

第 107 条 排他的権利の制限：フェア・ユース

第 106 条および第 106A 条の規定にかかわらず、批評、解説、ニュース報道、教授（教室における使用のために複数のコピーを作成する行為を含む）、研究または調査等を目的とする著作権のある著作物のフェア・ユース（コピーまたはレコードへの複製その他第 106 条に定める手段による使用を含む）は、著作権の侵害とならない。著作物の使用がフェア・ユースとなるか否かを判断する場合に考慮すべき要素は、以下のものを含む。

- (1) 使用の目的および性質（使用が商業性を有するかまたは非営利的教育目的かを含む）。
- (2) 著作権のある著作物の性質。
- (3) 著作権のある著作物全体との関連における使用された部分の量および実質性。
- (4) 著作権のある著作物の潜在的市場または価値に対する使用の影響。

上記の全ての要素を考慮してフェア・ユースが認定された場合、著作物が未発行であるという事実自体は、かかる認定を妨げない。

¹¹⁵ 駒田泰士・本岡雅弘共訳「外国著作権法令集(26)-カナダ編」((社)著作権情報センター, 1999 年)

¹¹⁶ 山本隆司・増田雅子共訳「外国著作権法令集(29)-アメリカ編」((社)著作権情報センター, 2000 年)